

5つを可決

紫波町環境・循環基本計画

期間／平成28年度～32年度

「循環型まちづくり」を具体的に進めるための計画。次の4つの方針がある。

資源循環 元気な土づくり、安心でおいしい農産物のブランドを確立。森林資源の活用。焼却ごみ8%削減を目指す。

環境創造 森づくりの推進、水環境学習の実施。エネルギー消費の少ない暮らし方。公害、有害物質の監視と身近な環境の美化活動。

環境学習 幼児期、学校教育、地域で自然と触れる環境学習を実施。

境学習を実施。

交流と協働

一人一人が循環型まちづくりを認識し、行動ができるように、行政が連携する環境学習の場を増やす。

Q 同じ取り組みで焼却8%削減は、難しいのではないか。

A 生活様式を変えるのは難しいが減量に取り組み、プラと紙を分別することやごみになるものは買わない意識付けに取り組み。

計画後期基本計画

期間／平成28年度～32年度

第二次紫波町総合計画基本構想（23年度～32年度）に掲げる「環境と福祉のまち」の実現手段として、後期5カ年の施策を明らかにし、計画として策定するもの。

5つの分野別政策

○一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちをみんなで作ります

○豊かな自然と元気な産業が共栄するまちをつくりまします
○人と情報がつながりあう快適で安全なまちをつくりまします
○まちを誇りに思える子どもを育てます
○対話と協働で豊かな公が息づくまちをつくりまします
これらを実現するために25

紫波町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

期間／平成28年度～32年度

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的としたもの。

Q 住民サービスの向上の観点から高齢者世帯、障害者に配慮したごみ収集方法について、他の課との連携は。

A 関係各課と連携して進めていく。

Q ごみ処理の広域化が環境条例に合うか注視するべきではないか。

A 広域化は大きな変化である。現状を後退させないようにする。

総合計画など

第二次紫波町観光振興計画

期間／平成28年度～32年度

観光振興の基本理念や将来の方向性を示し、町民、観光関連団体および行政などが協働し観光振興施策を計画的に推進するため示すもの。

Q 特産品の振興策に特産品認証制度の導入とあるが、どのような制度か。

A 特産品となる色々な商品を発掘しながら売り込み、その中で評判の良いものを認証。

町外の店舗に出すときにPRしやすいようにするための制度。

Q 振興計画は莫大であり、観光交流協会の人員は、毎年変更がある。事業実施は各団体などへ任せ、負担を軽減すべきでは。

A 4月から3人体制の予定。従来の事業見直しを進め、職員負担が減るよう検討中。

紫波町森林整備計画

期間／平成28年度～38年度

森林関連施策の方向や森林所有者などが行う伐採や造林など森林施策に関する指針を示すもの。

Q 木材を運搬する路網整備推進と松くい虫対策について、補助金を県などに予算要望できないか。

A 路網整備は町有林を優先して進め、国有林道路と

つなげていきたい。松くい虫対策についても県などに要望して順次進める。

Q 森林税に松くい虫対策が含まれ、計画的に整備するチャンスではないか。
A 森林税の改正内容を見て、検討していく。

第二次紫波町総合

の施策、60の施策目標、121の主な事業を体系化したもの。
前期計画からの変更点は、

- ・1歳6ヶ月児健康診査受診率100%
- ・特定保健指導該当者率15%
- ・予防接種事故報告数0件
- ・生活困窮者支援数16件
- ・紫あ波せみらいたい肥販売量1300t
- ・古館駅前整備の推進
- ・町営住宅入居率90%以上

- ・国体来場者数1万人
- ・携帯電話不感世帯数0世帯
- ・町税の収納率99・0%
- ・少子化対策の視点は、

Q 若い人が楽しいまちと感じる施策展開をしていく。

A 教育審議会の具体的なスケジュールは、28年8月に答申があり、さらに諮問し、その後具体的な施策ができる予定。

